

外部講師による説明資料

大阪府国民健康保険団体連合会

- ・ 苦情から見えてくるサービスの質の改善 82
- ・ Oh!Shien（インターネット情報公開支援サービス） 83

大阪法務局

- ・ みんなの人権110番への情報提供 84～85

大阪労働局

- ・ 介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント 86～95
- ・ 働き方改革 96
- ・ 社会福祉施設の腰痛災害の防止 97～98
- ・ 大阪府の最低賃金 99

「苦情から見えてくるサービスの質の改善について」

大阪府国民間健康保険団体連合会

「運営基準」厚生省令第37号「通所介護」の例

例

<1 サービスの提供の記録について>

◆通所介護サービス

- 第19条 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容、当該指定通所介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- 2 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

《解釈》

- ① 居宅基準第19条第1項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日、内容〔中略〕、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。
- ② 同条第2項は、当該指定通所介護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るために、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。
- なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、居宅基準第104条の3第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。

《参考》

平成30年度国保連合会苦情・相談件数

相談	304件
苦情申立	9件
合計	313件

- 相談：電話や来会等で助言や情報提供等を行ったものの
苦情申立：苦情申立書を受けたもの。

(結果)

- ・家族に不信感を抱かせ、苦情に繋がる。

- ・家族から、説明を求められた時に、
サービスを提供した記録がないため
・職員が利用者に、どのように声かけや見守りされていたか分からない
・見守りをしていた利用者の入浴の様子や転倒した状況
(いつ、どこで、何がきっかけで) が分からない
・利用者の転倒後の状態が全く分からないなど
(対応)
・記憶で家族へ説明をすることになり、職員によってまちまちな
対応となる。

● 「Oh!Shienについて」

【Oh!Shienってなに?】

Oh!Shien(インターネット情報公開支援サービス)は無償で使用できる大阪国保連の独自サービスです。導入することにより、便利な機能が使えます！

メリット①【請求情報等の確認や通知書の閲覧・再取得が可能！】(過去2年間受付分)

- ・個人ごとの支払額がわかるのはOh!Shienだけ！
- ・手続き不要で処遇改善加算のお知らせ一覧・支払額決定通知書等の閲覧・再取得ができます！
(※Oh!Shienを使用されていない場合、再発行依頼書等を運営会へ提出する必要があり、再発行には1週間ほど時間をおこします。)

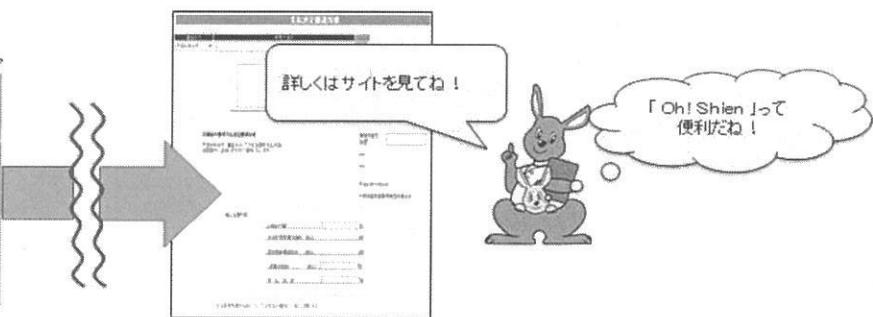
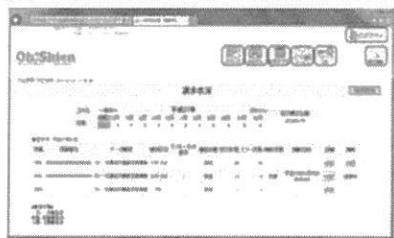
メリット②【請求の差替が可能！】

インターネット請求を行っている事業所又は代理人のみ審査結果を確認し、必要に応じて請求情報の差替可能！

※利用に必要なID・パスワード(A4横白色)については、国保連から全事業所へ郵送しております。

【活用例(通知書再取得)】

※詳細な作業内容はマニュアルをご確認ください。



※その他にも機能は盛りだくさん！(詳細は以下サイトを確認)

【掲載場所】 大阪府国保連トップページ → 介護保険事業所等の皆様 → 磁気及び電子請求関連

● 「介護給付費等請求に係るエラーコード対応マニュアルについて」

本会が通知している「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」において特に件数の多いエラーの説明と対応方法を取りまとめたマニュアルを、本会ホームページに掲載しておりますので、併せてご活用ください。

【取得方法及びマニュアル例】

介護保険事業所等の皆様 → 審査関連(エラーコード表等) → 介護給付費等請求に係るエラーコード対応マニュアル



【NO.30】 ADD2 一次・保険者台帳及び広域連合行政区台帳に該当する保険者等の情報が存在しません。
既往引当請求を行った保険者番号が誤っていた場合

【原因】
保険者番号を誤って入力(記入)したため。(介護保険の保険者として登録のない保険者番号)
【対応方法】
保険者番号を確認し、修正のうえ再請求してください。

大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室介護保険課

TEL : 06-6949-5446 FAX : 06-6949-5417



●人権相談はこちらへ

人権についての相談はなんでも
みんなの
人権110番 **0570-003-110**
この電話はおかげになつた場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。
●受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
●一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

学校でのいじめ、虐待など子どもに腕する相談はこちら
子どもの
人権110番 **0120-007-110**
子どもの人権についての専用相談電話です。
いじめや虐待などの子どもの人権についての相談はこちらへどうぞ。
●受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分
(全国共通・通話料無料)

施設でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談はこちら
女性の人権
ホットライン **0570-070-810**
女性の人権についての専用相談電話です。セクハラやDVなどの女性の人権についての相談はこちらへどうぞ。
●受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
●一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

インターネットでも相談を受けています

<https://www.jinken.go.jp/>

秘密は守ります。
相談は無料です。
気軽にお相談ください。

リサイクル推進マーク
この商品は、廃棄物として
リサイクルできます。



あなたのおもるる
人権擁護委員は法務大臣から委嘱され、活動する民間の方々です。

1 どんな人?

人権擁護委員は、全国すべての市町村にいます。

人権擁護委員は、日常生活に埋もれている人権問題をすくい上げるために、市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱されます。
人権問題の解決にはきめ細かな支援が大切ですので、人権擁護委員には、色々な経歴を持った人が就任しています。

2 どんな制度?

人権擁護委員の制度は、昭和23年にスタートした、歴史ある制度です。

人権擁護委員は、人権尊重の理念を国民に広めるため、法務局職員と共に人権相談や救済のための活動(このリーフレットの説明参照)をするほか、人権教室や講演会など地域に密着した啓発活動をしています。
人権擁護委員の制度は、民間的人が国と一体となって、人権を守る制度なのです。

3 委員の願い

人権擁護委員は、その職務を行ふ時、必ずき章(ひし
ジ)を着けています。

き章(ひし)のデザインは、外枠が「かたばみ」の葉で、中が菊型の「人」の字です。このデザインには、地を這つて広がる「かたばみ」のように、人権尊重思想が広がるようにとの願いが込められています。



訪問介護に従事されている皆様へ

こんなことを感じたり、見たり聞いたりしたことはありますか？

皆様の訪問先の家庭などで、高齢者や障害者に対するいじめ、いやがらせ、虐待などの問題が起きているのではないかと思ふことはありませんか？

私たち法務省の人権擁護機関は、一人一人の人権が尊重され、高齢者や障害者の方々が毎日安心して暮らすことができるように、様々な人権擁護活動に取り組んでいます。

皆様が訪問介護中に、いじめ、いやがらせ、虐待などが疑われる事案を見たり聞いたりしたら、みんなの人権110番（裏面）まで情報をお寄せください。

法務局職員や人権擁護委員が、事案に応じた迅速・柔軟な方法で、関係する方々と話し合いながら解決に導きます。

*人権擁護委員とは、法務大臣が委嘱した民間の人たちで、約14,000名が全国の市町村に配置されています。

人権イメージキャラクター
人 KEN あゆみちゃん

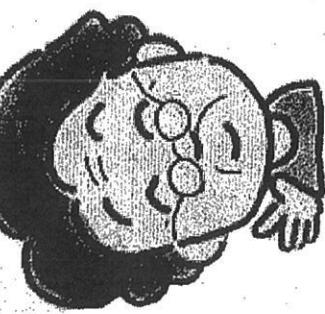
一へで悩まず、ご相談ください。

- 法律的なアドバイスを行ったり、悩み事を解決する上で、より専門的な機関を紹介します。
- 関係する方々の間にあって、中立な立場から話し合いを仲介します。
- 事実関係を調査した上で、人権侵害をした人に対し、その行為をやめるよう注意します。

このほかにも、他の行政機関と協力するなどして、悩み事を解決に導きます。

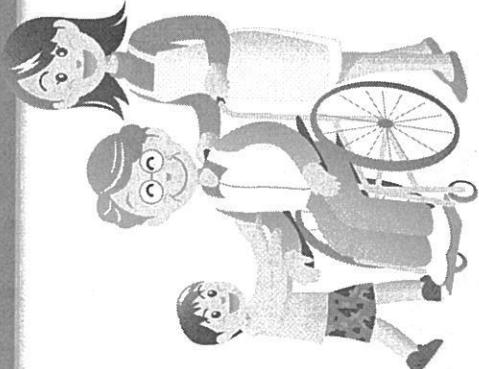


あなたの行動が笑顔をつくります。
あなたからのご相談をお待ちしております。



1 介護労働者全体（訪問・施設）に共通する事項

介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント



はじめに

このパンフレットは、介護労働者の労働条件の確保・改善に関する主要なポイントをわかりやすく解説したもののです。介護労働者を使用される事業者の方々を始めとして介護事業に携わる皆様に閲する理解が必ずしも十分でないものもみられるところです。

このパンフレットは、介護労働者の労働条件の確保・改善に関する主要なポイントをわかりやすく解説したもののです。
介護労働者を使用される事業者の方々を始めとして介護事業に携わる皆様には、このパンフレットをご活用いただき、介護労働者の労働条件の確保・改善を取り組んでいただきたいと存じます。

このパンフレットの対象

このパンフレットという「介護労働者」とは、専ら介護関係業務に従事するすべての労働者を指します。したがって、老人福祉・介護事業のほか、それ以外の障害者福祉事業、児童福祉事業等において介護関係業務に従事する者も含みます。

また、これら介護労働者を使用する事業場における労働条件の確保・改善につきましても、同様に労働条件の確保・改善を図っていただかうお願いします。



厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

(1) 労働条件の明示について

Point ① 労働条件は書面で明示しましょう



► 労働基準法第15条

- 労働者を雇い入れた時には、賃金、労働時間等の労働条件を書面の交付により明示しなければなりません。

○ 明示すべき労働条件の内容

書面で明示すべき労働条件の内容

- 労働契約の期間（期限の定めの有無、定期がある場合はその期間）
- 更新の基準（Point 2 参照）
- 就業の場所、從事する業務の内容
- 労働時間に関する事項（始業・終業時刻、労働時間外労働の有無、休憩・休日、休暇等）
- 賃金の決定・計算、支払の方法、賃金の締切、支払の時期に関する事項
- 退職に関する事項（解雇の事由を含む）
- その他明示すべき労働条件の内容

- 労働日（労働すべき日）や始業・終業時刻など下記①～③が月ごとの勤務表により特定される場合の明示方法

- 勤務表により特定される労働条件
- ① 就業の場所及び從事すべき業務
- ② 労働日並びにその始業及び終業の時刻
- ③ 休憩時間

- 6ヶ月契約、1年契約などの期間のある契約（有期労働契約）を結ぶ場合には、契約更新の都度、労働条件の明示書面の交付が必要です。

- 上記以外の場面においても、労働契約の内容について、できる限り書面で確認しましょう。（労働契約法第4条第2項）
- 改正パートタイム労働法（平成27年4月施行）については、パート労働ポータルサイト（<http://part-tanikin.mhlw.go.jp/>）を確認してください。

Point ② 契約の更新に関する事項も明示しましょう

► 労働基準法施行規則第5条

- 労働者と有期労働契約を締結する場合には、「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準」についても書面の交付によって明示しなければなりません。

- (1) 更新の明示（具体的な例）：契約期間満了の業務により判断する・労働者の能力により判断する
・労働者の勤務成績、影響により判断する・会社の経営状況により判断するなど
- (2) 更新の明示（具体的な例）：契約的に更新する・更新する場合があつ得る
・契約の更新はないなど

- ※ 有期労働契約の更新をしないことが明かなる場合は、更新の基準義務はありません。

- 有期労働契約について、3つのルールがあります。（労働契約法）

- (1) 有期労働契約への監査：有期労働契約が複数あります。労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できます。
- (2) 「削止め法則」の法定化：一定の場合には、使用者による算めが認められないこととなる業務の削止め権限が法律に規定されました。
- (3) 不正規化された労働条件の禁止：有期労働労働者と無期労働労働者の間で、割当の定めがあることによって、不合理に労働条件を相違させることは禁止されています。

(2) 就業規則について

Point ① 就業規則を作成し、届け出ましょう

- ・常時 10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署長に届け出なければなりません。
- ・また、就業規則を変更した場合にも、労働基準監督署長に届け出してください。
- 10人以上の労働者には、介護労働者ももちろん、次の労働者の方も含まれます。
事務職員、管理栄養士等、介護労働者以外の労働者
○ 短時間労働者、有期契約労働者等、いわゆる非正規労働者



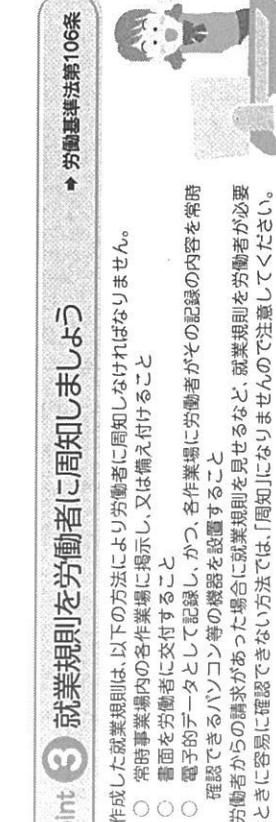
Point ② 適正な内容の就業規則を作成しましょう

- ・就業規則は、就正な労働者である事実で、全ての労働者に適用されるものでなければなりません。
- 全労働者に井通の就業規則を作成する
○ 正社員用の就業規則とパートタイム労働者用の就業規則を作成するなどにより、全ての労働者についての就業規則を作成してください。



Point ③ 就業規則を労働者に周知しましょう

- ・就業規則の内容は、法令等に反してはなりません。
- ・また、就業規則を作成しているのに、その内容が実際の就労実態と合致していない例がみられます。このような状況にあつては、労働条件が不明確になり、労働条件をめくるトラブルにもつながりかねません。労働者の就労実態に即した内容の就業規則を作成してください。
- 使用者が、就業規則の変更によつて労働条件を変更する場合には、次のことが必要です。(労働基準法第10条)
① その変更が、次の事情などに照らし、合理的であること。
○ 労働者の受けける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況
② 労働者に変更後の就業規則を周知させること。

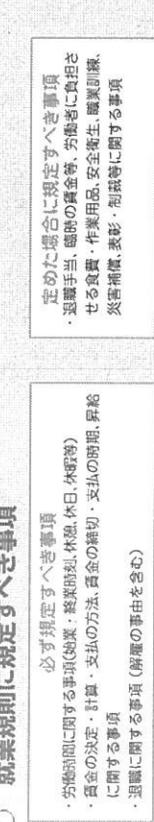


(3) 労働時間について

Point ① 労働時間の適正な取扱いを徹底しましょう ➪ 労働基準法第83条など

- ・労働時間とは、使用者の指揮監督の下にある時間といい、介護サービスを提供している時間に限るものではありません。
- ・特に、次のような時間について、労働時間として取り扱っていない例がみられますが、労働時間として適正に把握、管理する必要がありますので留意してください。

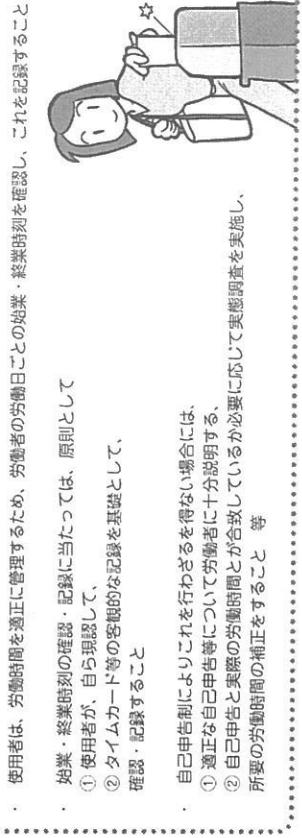
 - 交番制勤務における引継ぎ時間
 - 業務報告書等の作成時間
 - 利用者へのサービスに係る打ち合わせ、会議等の時間
 - 使用者の指揮命令に基づく施設行事等の時間とその準備時間
 - 研修時間



※ 訪問介護労働者特有の移動時間等について
Point 1により労働時間の判断を適正に行い、
Point 2によりこれらを適正に把握してください

Point ② 労働時間を適正に把握しましょう ➪ 労働基準法第32条、労働時間の適正な把握に関するガイドライン

- ・「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月20日付け基発0120第3号)の主な内容
- 「労働時間の適正な把握のためには使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、適正に労働時間を把握してください。



Point ③ 就業規則を労働者に周知しましょう ➪ 労働基準法第106条

- ・作成した就業規則は、以下の方法により労働者に周知しなければなりません。

 - 常時事業場内の各作業場に掲示し、又は備え付けること
 - 書面を労働者に交付すること
 - 電子的データとして記録し、かつ、各作業場に労働者がその記録の内容を常時確認できるパソコン等の機器を設置すること

- ・労働者からの請求があった場合に就業規則を見せなど、就業規則を労働者が必要なときに容易に確認できない方法では、「周知」になりませんので注意してください。

(4) 休憩・休日について

Point ③ 变形労働時間制等は正しく運用しましょう

► 労働基準法第32条の2、第33条の4ほか

- 1年単位の変形労働時間制※1を採用する場合には
→ 労使協定を適切に締結し、労働基準監督署長に届け出ましょう。※2
- また、就業規則等により、適切に枠組みを定めましょう。
※1 1年内の期間を平均して週40時間を達成する方法です。
- ※2 対象期間ごとに労使協定の締結、届出が必要です。

- 1か月単位の変形労働時間制※3を採用する場合には
→ 労使協定※4、就業規則等により、適切に枠組みを定めましょう。
- 各日の勤務割合は、変形期間の開始までに具体的に特定してください。

- ※3 1か月以内の期間を平均して週40時間を達成する方法です。
- ※4 この労使協定は労働基準監督署長への届出が必要です。

- その他の労働時間制度を採用する場合にも、法定の要件に基づき運用してください。



Point ① 休憩は確実に取得できるようにしましょう

► 労働基準法第34条

- 労働時間が6時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩が、労働時間の途中に必要です。
休憩は、労働者の自由に利用させなければなりません。
- 特に、次のような例がみられるところから、夜間時間帯や利用者の食事時間帯においても、休憩が確保できることに取組めるよう徹底してください。
 - 代替要員の不足等から夜勤時間帯の休憩が確保されていない例
 - 正午～午後1時などの所定の休憩時間に利用者の食事介助等を行う必要が生じ、休憩が確保されない例



Point ④ 36協定を締結・届出しましょう

► 労働基準法第36条

- 時間外労働・休日労働を行わせる場合には、時間外労働・休日労働に関する労使協定(36協定)を締結し、労働基準監督署長に届け出る必要があります。
労使は、36協定の内容が、限度基準に適合したものとなるようしなければなりません。

- 時間外労働の限度に関する基準(限度基準) 平成10年労働省告示第154号 の主な内容

延長時間の限度 (限度時間)									
①一般の労働者の場合									
1週間 15時間									
1か月 45時間									
1年間 360時間 等									
②1単位の労働者労働時間 船旅の労働者の場合									
1週間 14時間									
1か月 42時間									
1年間 350時間 等 ※ 対象期間3か月超									

特徴的 職務による労働時間の 上限の算定									
「1日」のほか、「1月を越え3ヶ月以内の期間」と「1年間」について協定してください。									
延長時間の限度 (限度時間)									
一般的労働者の場合 1か月45時間、1年間360時間									
特徴的職務による労働時間の 上限の算定									
予想される場合、特別な項付け協定を結ぶは労働時間を超える時間を延長時間とする ことになりますが、この「特別な事情」は、職務のなものに限られます。 なお、限度時間を超える時間は、法定割増賃金率(25%)を超過する事とする必要があります。 工作物の建設等の事業、自動車の運転の業務等、一部の事業又は業務には上記の 限度時間が適用されません。									

- 時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめられるべきものであり、労使は、このことを十分意識した上で36協定を締結する必要があります。

Point ⑤ 時間外労働・休日労働は、36協定の範囲内にしましょう

► 労働基準法第32条 第36条

- 時間外労働・休日労働を行わせる場合には、Point4で締結した36協定の範囲内でなければなりません。

Point ② 夜間労働者等の法定休日を確保しましょう

► 労働基準法第35条

- 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えないければなりません。(4週間を週じ4日の休日を与えることも認められます。)

- この「休日」とは、單に連続24時間の休業を指すではなく、原則として曆日(午前0時から午後2時まで)の休業をいいます。
したがって、いわゆる「夜勤明け」の日は、法定休日には該当しませんので注意してください。



シフト表の例と法定休日の考え方

例) 早出 6:00～15:00 退出 14:00～23:00 夜勤 22:00～翌7:00 (休憩各1時間)

氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
Aさん	早	早	早	遅	遅	遅	遅	遅	遅	遅	遅	遅	遅	遅	遅	遅	遅	遅	遅	遅	遅	遅	遅	遅	遅	遅	遅	
Bさん	遅	遅	遅	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	

青色の日については、履日(午前0時から午後12時まで)としての休業が確保されおらず、「法定休日」と評価することができます。

- AさんとBさんのシフトは、月28日にに対してどちらも20日出勤であり、週40時間はクリアしていますが…
→ Aさんのシフトは、法定休日も4週に4日以上あり、労働基準法上の問題はありません。
→ Bさんのシフトは、法定休日も4週に4日以上あり、労働基準法上の問題はありません。
→ AさんとBさんとのシフトは、月28日に評価することができます。

(5) 賃金について

Point 1 労働時間に応じた賃金を、適正に支払いましょう

► 労働基準法第24条

- 賃金は、いかなる労働時間についても支払わなければなりません。
労働時間に応じた賃金の算定を行う場合には、交番勤務等における引継ぎ時間、業務報告書の作成時間等、介護サービスに直接從事した時間以外の労働時間を通算した時間数に応じて算定をしてください。※(3)Point 1、II Point 3 参照

○ 賃金の算定の基礎となる労働時間

(3) Point1の引継ぎ時間、業務報告書等の作成時間、会議等の所要、研修時間等、I Point3の移動時間、待機時間等、介護サービスに直接從事した時間以外の労働時間
この労働時間に応じて賃金を算定



- また、使用者の責に帰すべき事由により労働者を休業させた場合には、休業手当を適正に支払わなければなりません。※ II Point 2 参照

Point 2 時間外・深夜割増賃金を支払いましょう

► 労働基準法第37条

- 時間外労働に対しては、25%以上(※)の割増賃金を支払わなければなりません。
※ 1か月に60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率は50%以上です（中小企業については、当分の間、猶予されています。）。
深夜業（午後10時から午前5時までの労働）に対しては、25%以上の割増賃金を支払わなければなりません。
休日労働に対しては、35%以上の割増賃金を支払わなければなりません。

Point 3 最低賃金以上の賃金を支払いましょう

► 最低賃金法第4条

- 賃金は、地域別最低賃金以上の金額を支払わなければなりません。
地域別最低賃金は、産業や職種にかわりなく、都道府県内のすべての労働者に対して適用される最低賃金として、都道府県ごとに定められています。

○ 支払う賃金と最低賃金との比較方法

時間によって定められた賃金 (時間給)	当該期間における 所定労働時間数 (日、週、月によって定められた賃金 (時間給))	最低賃金額 (時間給)
●	●	●

(6) 年次有給休暇について

Point 1 非正規労働者にも年次有給休暇を付与しましょう ► 労働基準法第39条

- 非正規労働者も含め、6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対しては、年次有給休暇を与えないかもしれません。

○ 年次有給休暇の付与の要件

雇入日	契約期間 (更新) 1か月	契約期間 (更新) 1か月	契約期間 (更新) 1か月	契約期間 (更新) 1か月	年次有給休暇 の付与
6か月経過	6か月	6か月	6か月	6か月	※ 繰続勤務とは在籍期間を意味し、継続勤務かどうかについて、労務の実態に即し実質的に判断すべきものです。

- 所定労働日数が少ない労働者に対しても、所定労働日数に応じた年次有給休暇を与える必要があります。

○ 年次有給休暇の日数

週所定労働時間 30時間 以上	週所定労働日数 6か月	1年間の所定労働日数 6か月	雇入日から起算した継続勤務期間ごとの年次有給休暇日数 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年6か月 以上
5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日
4日	169日から 216日まで	7日	8日	9日	10日	12日
30時間 未満	121日から 168日まで	5日	6日	6日	8日	9日
3日	73日から 120日まで	3日	4日	4日	5日	6日
2日	48日から 72日まで	1日	2日	2日	3日	3日
1日	48日から 72日まで	1日	2日	2日	3日	3日

※ 週以外の期間によって労働日数が定められている場合

○ 予定されている今後1年間の所定労働日数を算出し難い場合の取扱い

- 年次有給休暇が比例付与される日数は、原則として基準日（年次有給休暇付与日）において予定されている今後1年間の所定労働日数に応じた日数です。
ただし、予定されている所定労働日数を算出し難い場合には、基準日直前の実績を考慮して所定労働日数を算出することとして差し支えありません。したがって、例えば、例えば、雇入れの日から起算して6か月経過後に付与される年次有給休暇の日数については、「過去6か月の労働日数の実績を2倍したもの」を「1年間の所定労働日数」とみなして判断して差し支えありません。

- 労使協定により、年次有給休暇について、5日の範囲内で時間を単位として与えることができます。

Point 2 年次有給休暇の取得を抑制する不利益取扱いはしないようにしましょう

► 労働基準法第136条

- 年次有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額等の他の不利益な取扱いをしてはいけません。
- 例えば、精算勤手当や賞与の額の算定に際して、年次有給休暇を取得した日を欠勤として取り扱うこととは、不利益取扱いとして禁止されます。

(7) 解雇・雇止めについて

Point 1 解雇・雇止めを行う場合は、予告等の手続を取りましょう

► 労働基準法第20条、労働契約法第19条、有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準第1条ほか

- やむを得ず労働者の解雇を行ふ場合には、少なくとも30日前までの予告が必要です。
- 予告を行わない場合には、解雇までの日数に応じて解雇予告手当を支払う必要があります。



- * 有期労働契約を更新しない場合には、少なくとも30日前までの予告が必要です。
かじめ更新されているか、1年を超えて継続して雇用されている労働者に係るものに限り、あらかじめ更新しない旨明示しているものを除きます。
- 実質的に期間の定めのない契約といえる場合や、雇用の継続を期待することが合理的であると考えられる場合は、使用者が雇止めしないことが「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相違ない」といいます。従来と同一の労働条件で、有期労働契約が更新されますが、労働者がから請求があった場合には、解雇・雇止めの理由等について、証明書を交付する必要があります。

「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」
(平成15年厚生労働省告示第357号)について

- 有期労働契約については、契約更新の様り返しにより、一定期間雇用を継続したにもかかわらず、突然、契約更新をせざる間に満了をもつて退職させるなどのいわゆる「雇止め」をめぐるトラブルが大きな問題となっています。この基準は、このようなトラブルの防止を図るために、労働基準法第14条第2項に基づき、使用者が購すべき措置について定めたものです。

Point 2 解雇について労働契約法の規定を守りましょう

► 労働契約法第16条、第17条第1項

期間の定めのない労働契約の場合

► 労働契約法の規定により、権利の濫用に当たる解雇は無効となります。

期間の定めのある労働契約（有期労働契約）の場合

► 労働者と有期労働契約を締結している場合には、やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間中に解雇することはできません。期間の定めのない労働契約の場合よりも、解雇の有効性は厳しく判断されます。

(8) 労働者名簿、賃金台帳について

Point 1 労働者名簿、賃金台帳を作成、保存しましょう

► 労働基準法第107条、第108条、第109条

- 労働者の労務管理を適切に行うため、労働者名簿を作成し、労働者の氏名、雇入れの年月日、退職の年月日及びその事由等を記入しなければなりません。
- また、賃金台帳を作成し、労働者の氏名、労働日数、労働時間数、時間外労働時間数、基本給等を賃金の支払の都度記入することなく記入しなければなりません。
- これらは労働関係に関する重要な書類ですので、それぞれ3年間保存してください。

賃金台帳	
記載事項	労働者の氏名、雇入れの年月日、退職の年月日及びその事由 等
保存期間	労働者の退職等の日から3年間
	最後の記入をした日から3年間

(9) 安全衛生の確保について

Point 1 衛生管理体制を整備しましょう

► 労働安全衛生法第12条、第12条の2、第13条 第18条ほか

- 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、衛生管理者や産業医を選任し、また、衛生委員会を設置する必要があります。
- 常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場は、衛生推進者を選任する必要があります。
- これらの衛生管理体制を整備し、労働者の健康障害の防止、健康の保持増進、労働災害の防止などを図りましょう。

Point 2 健康診断を確実に実施しましょう

► 労働安全衛生法第66条、第66条の4、労働安全衛生規則第43条、第44条、第45条、第51条の2ほか

- 非正規労働者も含め、常時使用する労働者に対しては、
 - 雇入れの際
 - 1年以内ごとに1回
 - 深夜業等の特定業務に常時從事する者については、
 - 6か月以内ごとに1回
- 定期に健康診断を実施しなければなりません。
- 短時間労働者であっても、下記①②のいずれにも該当する場合は「常時使用する労働者」として健康診断が必要です。
 - ① 期間の定めのない労働契約又は期間1年以上の有期労働契約により使用される者、契約更新により1年以上使用され、又は使用されることが予定されている者
 - ② 週の労働時間数が、通常の労働者の週の労働時間数の4分の3以上である者
- なお、健康診断の実施は法で定められたものですので、その実施に要した費用については、事業者が負担すべきもののです。
- 健診診断の結果で異常の所見があると診断された労働者については、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聽かなければなりません。

(10) 労働保険について

Point ③ ストレスチェックを実施しましょう

► 労働安全衛生法第66条の10、労働安全衛生規則第52条の9ほか

- 常時 50 人以上の労働者を使用する事業場では、常時使用する労働者に対し、1 年以内に 1 回、定期にストレスチェックを実施する必要があります。
- ストレスチェックの結果、「医師による面接指導が必要」とされた労働者から申出があった場合は、医師に依頼して面接指導を実施し、その医師の意見を聞き、必要な措置を講じる必要があります。
- ストレスチェックの実施者には、ストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計・分析してもらい、その結果を踏まえて、労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講じましょう。

Point ④ 過重労働による健康障害を防止しましょう

► 過重労働による健康障害を防止するため事業者が講すべき措置、労働安全衛生法第66条の8ほか

- 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講すべき措置」に基づき、過重労働による健康障害防止措置を講じてください。

「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講すべき措置」

(平成18年3月17日付け基発第0317008号。平成28年4月改定。) の主な内容

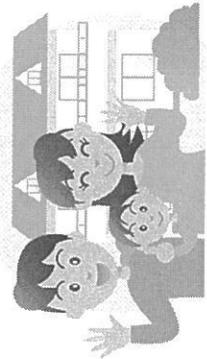
- 時間外・休日労働の削減
- 36協定は、限度基準 ((3) Point4参照) に適合したものとしてください。
- 月5時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めてください。
- 労働者の健康管理に係る措置の徹底
- 時間外・休日労働が1日あたり100時間を超えて、疲労の蓄積が認められる(申出をした)労働者などに対し、医師による面接指導等を実施してください。

Point ⑤ 労働災害の防止に努めましょう

- 労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、常に労働災害の防止に努めましょう。特に、災害が多発している腰痛災害や交通事故の防止に取り組んでください。
 - 以下のガイドライン等を踏まえた災害防止対策を講じましょう。
 - 社会福祉施設における安全衛生対策～腰痛対策・KTV活動～
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075093.html>)
 - 看護・介護作業による腰痛を予防しましょう
(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyou/kaigokango.pdf>)
 - 働く人に安心な店舗～施設づくり推進運動
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenko/inyou/shokuhin/syokuchi/kantensyoubou/040204-1.html>)
 - 交通労働災害を防止しましょう「交通安全教育のためのガイドライン」のポイント
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/syousei/anzen/130912-01.html>)
 - ノロウイルスに関するQ & A
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenko/inyou/shokuhin/syokuchi/kantensyoubou/040204-1.html>)
 - 在宅介護サービスにおけるモデル安全衛生規程及び解説
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenko/inyou/shokuhin/syokuchi/kantensyoubou/040204-1.html>)
- 労働者に対しては、雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育を実施しなければなりません。安全衛生教育の実施に当たっては、業務の実態を踏まえ、上記災害の原因、その防止等に関する項目を盛り込むよう配意しましょう。

Point ① 労働保険の手続きを取りましょう

► 労働保険とは、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険の総称です。
労働保険者は、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険の適用事業場となりますので、その事業場は労働保険の適用事業場となりますので、その事業場は労働保険の手続を取る必要があります。

労災保険とは	雇用保険とは
<p>労災保険とは、労働者が業務上の事由又は通勤により負傷等を被った場合等に、被災した労働者や家族を保護するため必要な保険給付等を行うものです。</p> <p>■ 労災保険の対象となる労働者</p> <p>労働契約の期間や労働時間の長短にかかわらず、全ての労働者が労災保険の対象となります。</p>	<p>雇用保険とは、労働者が災害した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るために必要な給付等を行うものです。</p> <p>■ 雇用保険の対象となる労働者</p> <p>次のいずれにも該当する労働者が、原則として雇用保険の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none">① 1週間の所定労働時間が 20 時間以上であること② 31 日以上の雇用見込みがあること 

II 訪問介護労働者に関する事項

○ 訪問介護労働者と労働基準法

- このパンフレットでいう「訪問介護労働者」は、
・訪問介護事業に使用される者であって、介護保険法に定める訪問介護員又は介護サービス利用者
・老人、障害者等の居宅において、人浴、食事等の介護やその他の日常生活上の世話をを行う業務に従事する労働者を指します。

事業場の中では、これらの方について、委託、委任、あるいは登録型などの呼称が用いられています。場合がありますが、そのような場合でも、労働者に該当するかどうかについては使用者の指揮監督等に即し総合的に判断され、労働者に該当する場合には労働基準法が適用されます。なお、介護保険法に基づく訪問介護の業務については、一般的には使用者の指揮監督の下にあること等から、労働基準法第9条の労働者に該当するものと考えられます。

「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について」
(平成16年8月27日付け基発第0827001号)について
訪問介護労働者については、多くの者が通常単独で利用者宅を訪問して介護に從事するため、使用者が労働者を直接に指揮しその勤務状況を把握する機会があることが多いながら、賃金、賞金、労働時間等に係る法定労働条件が適正に確保されていない状況がみられたため、厚生労働省においては、平成16年に標準の過違を算出し、訪問介護労働者に係る労働基準法等関係法令の適用について取りまとめたところです。(参考資料1参照)

この過違の内容はこのパンフレットにも盛り込まれていますが、そのうち移動時間の取扱い(Point3 参照)等については、現在もなお一部に問題が認められるところです。
訪問介護に携わる皆様には、このパンフレット等をご活用いただき、訪問介護労働者の法定労働条件を適正に確保されるようお願いします。

Point ① 訪問介護労働者にも就業規則を周知しましょう ► 労働基準法第106条

- 就業規則は労働者に周知する必要がありますが(I (2) Point 3 参照)事業場に赴く機会の少ない訪問介護労働者については、書面を交付することによる方法で周知することが望ましいものです。

Point ② 休業手当を適正に支払いましょう

- 使用者の責に帰すべき事由により、労働者を休業させた場合には、使用者は休業手当として平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければなりません。※ I (5) Point 1 参照
利用者からのキャンセル、利用時間帯の変更を理由として労働者を休業させる場合には、他の利用者宅での勤務等、その労働者に代替業務を行わせる可能性等を含めて判断し、使用者として行うべき最善の努力を尽くしたと認められない場合には、休業手当の支払が必要です。

利用者からの介護サービスのキャンセル
利用者からの介護サービスの日程変更など

使用者の責に帰すべき事由に該当する場合

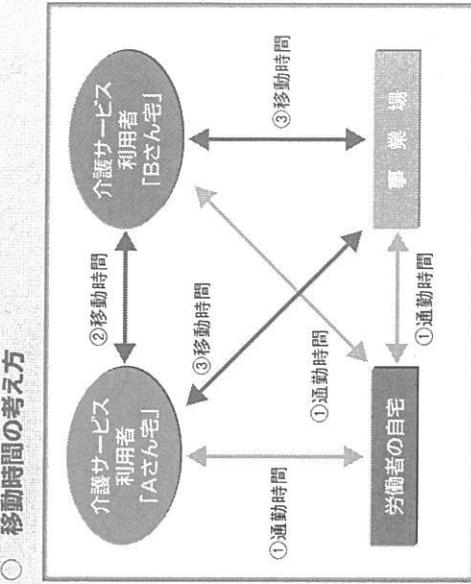
このケースでは、Aさん宅での介護サービス開始時刻から、Bさん宅での介護サービス終了時刻までの時間のうち、休憩時間を除いたものが労働時間となります。

③ 移動時間等が労働時間として適正に把握しましよう

► 労働基準法第32条ほか

- 労働時間とは、使用者の指揮監督の下にある時間をいい、介護サービスを提供している時間に限るものではありません。
移動時間、待機時間等についても、以下のような場合には労働時間に該当し、使用者は適正にこれを把握管理する必要があります。※ I (3) Point 1 参照

○ 移動時間の考え方



具体的には、指揮監督の実態により判断するものであり、
例えは②又は③の移動時間であって、その時間が通常の移動に要する時間程度である場合には、
②又は③の移動時間に該当します。
なお、労働時間(休憩時間を除く。)はここでいう移動時間に該当しません。

ケースA

自宅から		労働時間(休憩時間を除く。)			
自宅から	Aさん宅へ直行	Aさん宅で介護サービス	事業場へ移動	事業場休憩時間	Bさん宅へ移動



訪問介護労働者の方の法定労働条件の確保について

平成16年8月27日付封基登筆0827001号

このケースでは、Aさん宅での介護サービス提供時間Bさん宅への移動時間及びBさん宅での介護サービス提供時間が労働時間となります。移動時間はBさん宅への移動に要した時間であり、それ以外の「空き時間」につい
ては、その時間には労務による限り、労働時間として取り扱う
必要があります（Aさん宅での介護サービス提供時間と移動時間の合計が8時間であるため）。

A black and white illustration of a man with a mustache, wearing a white shirt and a dark tie. He is looking down at a small, stylized figure of a person lying on their back. The figure has a large head and is wearing a patterned skirt.

	
自宅から Aさん宅 へ直行	Aさん宅で 介護サービス

このケースでは、Aさん宅での介護サービス提供時間のみが労働時間となります。

A1 訪問介護の業務に従事した時間に対して支払う賃金額は、異なつてもよいですか。

A1 訪問介護の業務に直接従事する時間と、それ以外の業務に従事する時間の賃金水準については、最低賃金額を下回らない範囲であれば、労使の話し合いによって決定することとは差し支えありません。

当社A事業場では、過去3ヶ月間にわたり移動時間を把握した結果、特別の事情がない限り、1回当たりの移動時間が15分を上回らないことが判明しました。そこで、A事業場においては、移動時間を15分と定め、移動1回当たり15分に相当する賃金を支払うこととし、15分を超えた場合には、超過した時間分の賃金を追加して支払うことを検討しています。

A2 移動時間を含め労働時間を適切に管理することは使用者の責務であり、移動に要した時間と賃金間に基づき算定する必要があります。移動に係る賃金は、このようにして把握した労働時間に基づき算定するのか基本となります。

ご質問のように、事務処理の簡素化のために移動による賃金を定期制とすることは、実労働時間に基づき賃金が定期額を超える場合に超過分を支払うのであれば、労働者に不利益とはなりませんので、可能と考えられます。この場合、雇入通知書や就業規則でその旨を明示する必要があります。なお、定期制を取り入れても労働時間の把握は必要であるとともに、超過分を支払わないことは賃金の一部不払となることに留意してください。

待機時間の考え方

待機時間については、使用者が急な需要等に対応するため事業場等において待機を命じ、当該時間の自由利用が効率的者に優遇されないことを認めらるる場合には、効率障害に関する該当します。

訪問介護事業においては、介護保険法（平成9年法律第123号）の施行以来事業場数が増加する中で、同事業に専用される労働者の多くが通常単独で利用者宅を訪問し介護に從事するため、使用者が労働者を直接その勤務状況を把握する機会が限られるなどの勤務実態があること、また、事業開始後間もないため、労働基準法等関係法令に関する理解が必ずしも十分ではない事業者は少なくないことがから、賞金・労働時間等による法定労働条件が適正に確保されていない状況がみられるところである。このような状況を踏まえ、今般、訪問介護労働者による周知資料を活用について、下記のとおり取扱いを定められたところである。

については、監督指導時はともに(1)、関係行政機関と連携・協力の上、別途送付する周知資料を活用して、関係事業者団体への周知、団体指導の実施等により、この内容を徹底し、訪問介護労働者の法定労働条件の遵守に遺漏なき実現が期される。

等義定1

(1) 本規約における訪問介護受給者の定義
は、訪問介護専門看護師等（以下「専門看護師等」といいます）又は、老人、障害者等の居宅において、入浴、排泄等の介護を受けるその他の日常生活上の介護（以下「訪問介護専門看護師等」といいます）又は、介護保険法の適用の有無にかかわらず、介護保険施設の運営のないわいしながらして、介護保険施設の運営の有無にかかわらず、介護を受ける者（以下「利用者」といいます）である。

この訪問介護の実務に從事する専門看護師等については、一般的には使用者の指揮監督の下にあること等から、労働基準法（以下「労基法」といいます）第9条の労働者に該当するものとみえられます。

(2) 訪問介護受給者の勤務形態
訪問介護受給者については、①正社員、嘱託社員がかかるず、当該事業場で勤務する労働者のほか、②定期的・不定期的・時給制の労働者等である。且つ又は、③定期的・不定期的・時給制の労働者等である。

労働時間が一定期間ごとに作成される場合は、訪問介護専門看護師等など、積み上げられる労働時間の合計額が、月によって、急な富余が生じた場合には、休暇の付与等による調整が行われる。

一方で、定期的に生じる労働時間が非定期的に指定されるため、労働条件の明示、労働時間の把握、就業手続の支払、賃金の算定等に問題が生じる。

訪問介護学修業者の法定実習条件の確保に関する調査

(1) 労働条件の明示
訪問介護業者においては、訪問介護労働者の雇入れ時に、「労働条件の用意がなされないとやや明示的内容が不十分であることなどにより、労働条件を満たす職場が見つからない」とする場合がある。労働条件の明示に当たっては、以下の事項に留意する必要があること。
ア 労働契約の明示
一般的なバーティカル等については、労働日と次の労働日の間に相当の期間が生じることから、当該期間も労働契約が締結しているか確認するため、労働条件の明示に当たっては、労働契約の締結期間の高い位置並びに期間の明記があること(法第5条第1項「労働契約の明示」)が労働条件を明示する場合の参考となる。

なお、労働契約を更新する場合には、その都度改めて労働条件を明示する必要があること。

明示しない場合は必ず「○」を記入する。
別表「水害時計画申請書2号」、既存の所及び既存すべき業務規則第5条第1項第4項第5項に規定する方針を示す上で、当該防衛弱者に適用される就業規制上の障害条件を示すこととする。

移動時間とは、事業場・集合場所・利用者宅の相互間を移動する時間をいい、この移動時間については、使用者が、業務に従事するのに伴う移動時間

勞動條件通知書

賃金	1 基本賃金	月給(円)、日給(円)、ローテーション給(円)
	2 手当の額又は計算方法	手当(円)／時間給(円)、手当(円)／出来高(基本車輛等)、手当(円)／保険料(円)
	3 所定時間外、休日又は深夜労働に対する支払われる割増賃金率	所定時間外、法定超月60時間以内(%)、月60時間超(%)
	4 手当額	休日(%)、法定休日(%)、法定外休日(%)
	5 賃金支払日	()一毎月()日、()一毎月()日、()一毎月()日
	6 賃金の支払方法	()
	7 労使協定に基づく賃金支払時の控除(有無)	()
	8 現給(有)(時期、金額等)	()、()、()
	9 寄与(有)(時期、金額等)	()、()、()
	10 退職金(有)(時期、金額等)	()、()、()
退職に関する事項	1 定年制	(有)(歳)、無)
	2 繙続雇用制度(有)(歳まで)、無)	
	3 自己都合退職の手続(退職する日以上前に届け出ること)	
	4 解雇の事由及び手続	()
その他	○詳細は、就業規則第1条～第3条～第8条	()
	・社会保険の加入状況(厚生年金、健康保険、厚生年金基金、その他())	()
	・雇用保険の適用(有、無)	()
	・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口	()
	・担当者職氏名	()
	・その他	()
	・具体的に適用される就業規則名()	()

介護労働者を使用する事業場への支援策のご案内

労務管理や労働災害防止に係る知識を獲得したい

事業場における適正な職場環境の形成に向け、労務管理や労働災害防止などについて、説明会の開催や専門家の派遣による支援を、無料で行う事業です。

く委託事業名承り
介護事業場就労環境整備事業

●実施内容：「説明会の開催」、「専門家の派遣による支援」

問い合わせ先：厚生労働省労働基準局監督課特定分野労働条件対策係
電話：03-5253-1111（内線5543）

介護福祉機器の導入や賃金制度の整備を行う

介護労働者の身体的負担の軽減につながる機器を導入した場合等に、助成金を支給します。

く助成金名称
職場定着支援助成金（介護福祉機器等助成）

●助成額：要した費用の「1／2」（上限300万円）

●対象機器：「移動・昇降用リフト」、「ストレッチャー」、「特殊浴槽」、「車いす体重計」など
職場定着支援助成金（介護労働者雇用管理制度助成）

●助成額：制度整備助成 50万円
目標達成助成（※） 第1回：60万円、第2回：90万円
(※) 目標達成助成は、一定期間経過後に離職率の目標を達成した場合に支給。

問い合わせ先：都道府県労働局職業安定部またはハローワーク

介護労働者の雇用管理について相談する

（公財）介護労働安定センターで、介護労働者の雇用管理についての相談をお聞きしています。

●相談内容：「処遇改善」、「キャリアパスの構築」、「効果的研修の実施」、「夜間勤務の改善」など、介護労働者の雇用管理についての相談をお聞きしています。

問い合わせ先：（公財）介護労働安定センター各支部
<http://www.kaiago-center.or.jp/shibu/list.html>

そのほかの介護労働者を使用する事業場への支援策は
厚生労働省HPをご覧ください。

厚生労働省 介護労働支援ガイド



※ 以上のほかは、当社就業規則による。

※ 本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づく文書の交付を兼ねるものであること。

※ 労働条件通知書について、は、労働間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

このパンフレットに関するお問い合わせ（このページに関するものは除く。）は、
最寄りの労働基準監督署、都道府県労働局労働基準部にお願いします。

相談窓口の事業内

「働き方」が変わります!!

2019年4月から
働き方改革関連法が順次施行されます

事業主の皆さまへ

Point 1 施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、臨時的な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。
＝時間外労働ができる時間数を設定し、労働基準監督署に届け出ただく際の様式と記載例を厚生労働省HPにアップしました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

Point 2 施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、

毎年5日、季節を指定して有給休暇を与える必要があります。

＝時季指定の仕方など、具体的な付与の仕組みを整理した資料を厚生労働省HPにアップしました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

Point 3 施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正社員と非正規社員の間の不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業において、正社員と非正規社員（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、改正法への対応に向けた手順など、取組の参考となる情報を厚生労働省HPにアップしました。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

「働き方に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細(は厚生労働省HP『「働き方改革』の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



法律について

- 働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。 ▶検索ワード：労働基準監督署 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148331.html
都道府県労働局 （パートタイム労働者、有期雇用労働者關係） [派遣労働者關係] 雇用環境・均等部（室） 偏屈調整事業部（課、室）	正社員と非正規社員（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。 ▶検索ワード：都道府県労働局 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148331.html

働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。	働き方改革 推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：働き方改革支援センター http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148331.html
産業保健総合支援センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：産業保健総合支援センター http://www.johas.go.jp/santyoyoku/sodan/kabid/122/Default.aspx	
よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：よろず支援拠点 https://yorozusmri.qo.jp/	
商工会 商工会議所 中小企業団体中央会	経営改善・金融・税務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の取組を支援します。 ▶検索ワード：全国各地の商工会WEBサーチ http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754	
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。 ▶検索ワード：ハローワーク http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148331.html	
医療労務環境改善支援センター	医療機間に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶検索ワード：いきサポート https://riyou-kimimukankyou.mhlw.go.jp/information/	
その他	その他相談窓口	

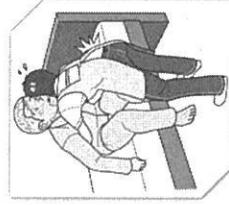
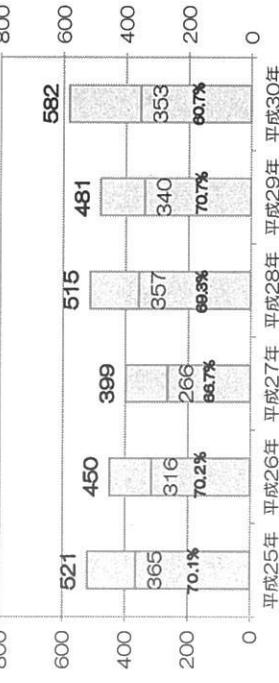
社会福祉施設の腰痛災害を無くしましょう！

大阪府内の職業性疾患は、平成24年以降順調に減少していましたが、平成28年に515件となり増加に転じ、平成30年には582件と更に増加している。また、腰痛災害は業務上疾病の6割以上を占める状況で推移しており、582件のうち、353件が腰痛災害となっています。さらに、腰痛災害のうち、保健衛生業が92件と全体の約3割を占め、保健衛生業では、社会福祉施設が70件と7割以上を占めています。

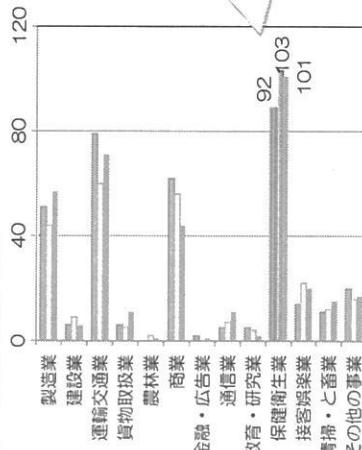
社会福祉施設の腰痛災害は、利用者の移乗介助中や入浴介助、トイレの介助など主に利用者を抱え上げた、若しくは支えた時に発生しています。

社会福祉施設の腰痛災害を防ぐには、利用者を介助する際の作業姿勢を見直すことや福祉機器を利用するほか、「ストレッチング」なども取り入れて腰痛災害の防止に努めましょう。

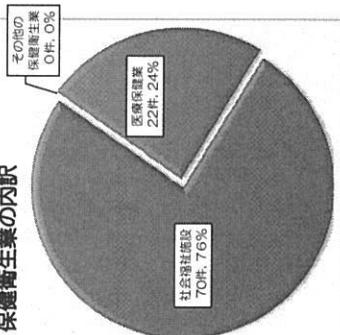
職業性疾病と腰痛災害の推移



業種別腰痛災害発生状況



保健衛生の内訳



注：統計は全て労働者死傷報告による。

厚生労働省 大阪労働局・各労働基準監督署

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roundoukyoku/>

＜労働安全衛生マネジメントシステム＞

職場における災害防止対策の進め方

社会福祉施設では、利用者の安全が優先であるという意識が強く、働く人の安全と健康は二の次になってしまいがちです。しかし、労働災害は年々増加しており、腰痛対策などをはじめ、取り組まなければならない労働安全衛生上の課題がたくさんあります。これらの対策を取り組むことによって、働く人の安全と健康を守り、イキイキと動き続けることができる職場を作ることで、質の高い介護サービスを提供することができます、結果的に利用者の安全にもつながります。

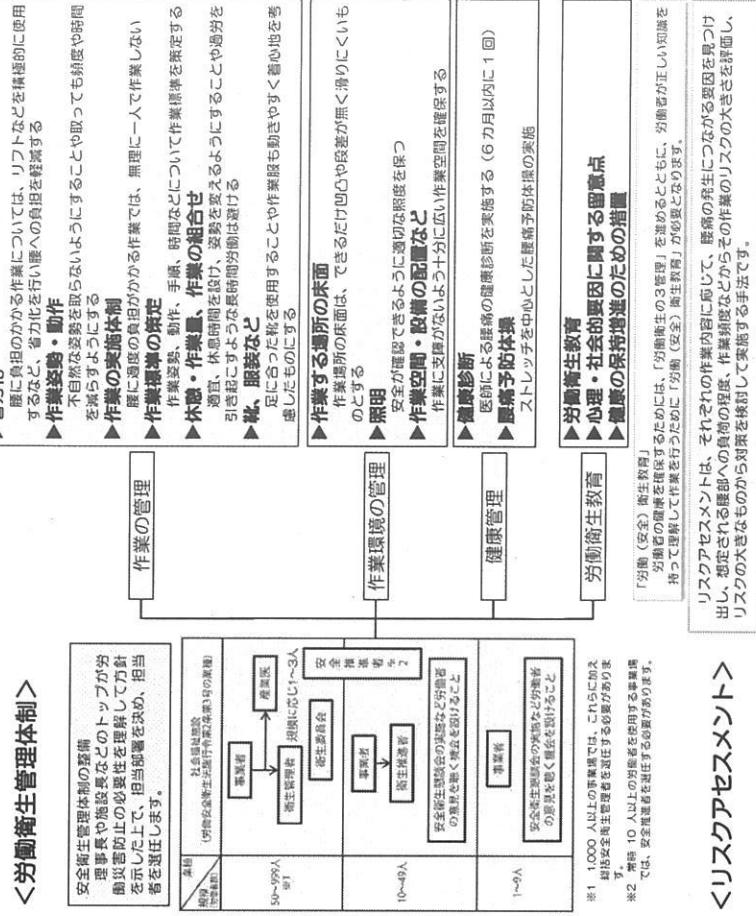
そのためには、労働衛生管理体制を整備し多種多様な养生要因によるリスクに応じて、作業管理、作業環境管理、健康管理及び労働衛生教育を総合的かつ継続的に取り組むことが必要です。「職場における腰痛予防対策指針」(平成25年6月)に基づき、腰痛対策に求められる特性を踏まえ、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入しつつ、労働者の健康保持増進の対策を含め、腰痛予防対策を進めましょう。

二二二職場における腰痛予防対策指針の主なポイント二二二

「労働衛生の3管理」

働く人の健康を守るために「労働衛生管理」「作業環境管理」「労働安全管理」があります。「作業環境管理」とは、働く環境の環境が原因となる、健康を病なうことがないように環境を整えること、「作業管理」とは、作業時間の適正化や作業方法などの改善を行うことです。

＜労働衛生管理体制＞



※1 1,000人以上の事業場では、これらに加え定期的な労働衛生監査を実行する必要があります。
※2 無理なく10人以下の労働者を使用する労働者（安全）衛生監査が実施されません。

リスクアセスメントは、それぞれの作業内容に応じて、腰痛の発生につながる要因を見つけ出し、想定される腰部への負担の程度、作業頻度などからその作業のリスクの大きさを評価し、リスクの大さかなものから対策を検討して実施する手法です。



リスクアセスメントの結果を基に、予防対策の推進についての「計画（Plan）」を立て、それを「実施（Do）」し、実施結果を「評価（Check）」する「見直し・改善（Act）」するという一連のサイクルにより、継続的・体系的に取り組むことができます。

腰痛災害防止の具体的な内容

介護労働者の腰痛は、主に「人力での利用者の抱え上げ」や「前屈み」、「中腰」、「ひねり」などの不自然な姿勢を取ることで生じています。腰痛の発生している介助内容は、移乗介助が最も多く、次いで入浴介助、トイレ介助、おむつ交換があります。また、移乗に伴う座り直しやベッド上の移動、食事介助も腰に負担となる作業となっています。

これらの介助の種類を問わず、全ての介助と共に通する基本的な腰痛予防対策として重要なのは、「人力での利用者の抱え上げは、原則、行わないにこ」と「福祉用具を活用すること」です。以下に、移乗介助の具体的な腰痛対策の一例について記載します（イラストの左上の「○」は「よい例（推奨）」、「×」は「悪い例（推奨しない）」を表しています）。

移乗介助

【図版の事例・原因】



利用者をベッドから車椅子へ移乗する場合、介護労働者は「前屈み」や「中腰」の姿勢から利用者を抱え上げ、体を「ひねって」移乗させることになります。また、寝ている利用者を「中腰」姿勢から両腕で抱え上げて移乗させることもあります。

これらの動作では、介護労働者の腰部に過度の負担がかかり、腰痛を引き起こす原因になります。一方、利用者にとっても、抱え上げられる時に体がこわばり、決して快適な介助ではありません。

【対策】

「人力での抱え上げ」は行わらず、利用者の残存機能を活用：
移乗介助では、「人力での利用者の抱え上げ」は、原則、行わないようしかし、利用者の残存する機能を活かすことを考えます。例えば、利用者にベッドの手すりや車椅子を握るなどしてもらうだけでも、介護労働者の負担は小さくなり、また、利用者の残存機能の維持にも役立ちます。

その際、利用者には必ず、どのような動作をするのかを詳しく伝えてください。



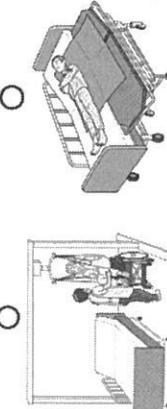
【対策】

スライディングボード・スライディングシートの使用：
次に、利用者の状態に合った福祉用具の使用を考えます。座位姿勢が取れるものの自力で移乗できない利用者は、力任せに抱え上げるのではなく、スライディングボードやスライディングシートを使用して水平方向に移乗させます。特に皮膚が弱い利用者は、スライディングシートの使用を検討します。また、体重が重かつたり、マットレスが柔らかかつたりする場合には、スライディングボードヒューズティクシートを併用してみるのも一つの方法です。



【対策】

リフトの使用：
介護労働者が抱え上げなければ移乗介助できない利用者は、リフトを使用します。その際、リフト用の吊り具（スリング）は、利用者の性格や用途に合わせて選びます。また、ベッドと椅子との高さを合わせて、スライディングシートによる水平方向に移乗させる方法も有用です。



【対策】

「前屈み」、「中腰」、「ひねり」などの不自然な姿勢はとらない：
前屈み、「中腰」、「ひねり」などの身体に負担となる不自然な姿勢は取らないようにします。これは、福祉用具を使用している時も適用していない時も同様です。なお、どうしても、こうしても、その姿勢を取らざるを得ない場合は、手や脚をベッドの上や床、壁、手すりなどに寄せて、体を支えるようにします。以前は、利用者のベッドの上に肘や膝をくの字型に寄らざるいましたが、現在は介護労働者の体を守るために必要だときさえられています。

リスク “ゼロ” 大阪推進運動

安全見える化活動



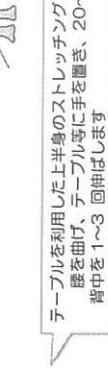
腰痛予防工ササイズ～職場で簡単にできるストレッチング～

【ストレッチングの効果】

腰痛は、腰部やその周囲の筋肉が緊張することによって引き起こされます。これを予防するためには、腰部の血流量や背中、脚の筋肉の状態を良好に保つことが大切です。具体的には、筋肉の柔軟性を保つこと、筋肉の収縮力を低下させること、筋肉をリラックスさせ筋張りを緩和することなどが重要となります。これらを向上させる方法としてストレッチングは非常に効果的であり、また、安全面からも、特に優れています。ストレッチングは、研究論文や書籍などでさまざまなものが紹介されており、次のとおりまとめてることができます。

- ・疲労回復
- ・筋肉の血流量が増加することで、筋肉内の廢物質が排除され、酸素などの供給がスマーズに行われます。
- ・けがの予防
- 筋肉の柔軟性が増すことで、筋肉そのものが効率よく吸収と弛緩を繰り返すことができます。また、関節の可動域が広がるために可動域に余裕が生まれ動きがスマーズになり、肉離れや腱鞘炎などの予防につながります。
- ・リラクゼーション
- 筋疲労が緩和され、筋肉量を抑えられ、気持ちはリラックスさせることができます。

【ストレッチングの一例】



テーブルを利用して上半身のストレッチング
腰を曲げ、テーブル等に手を置き、20~30秒間姿勢を維持し、
背中を1~3回伸ばします

参考 腰痛予防に係る各種資料等は、厚生労働省ホームページで掲載しています。
厚生労働省へ政策について>分野別の政策一覧へ>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>職場における労働衛生対策>腰痛予防対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/kouyou_roudou/roudoukijun/anzenseisei02.html

最低賃金が、 ことしも 変わります。

確認しましょう！

大阪府 最低賃金

964 円

28 円
UP
10月1日から

99

最低賃金制度って何？

働くすべての人には、
賃金の最低額(最低賃金額)を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されるんです。

（注1）確認したい賃金を時間額にしてみましょう！

確認の方法は？
（注2）最低賃金額(時間額)と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法

時間給の場合	最低賃金額(時間額)
1 日給の場合	時間給 <input type="text"/> 円 ≒ 最低賃金額(時間額) <input type="text"/> 円
2 日給の場合	日給 <input type="text"/> 円 ÷ 1日平均法定労働時間 = 時間給 <input type="text"/> 円 ≒ 最低賃金額(時間額) <input type="text"/> 円
3 月給の場合	月給 <input type="text"/> 円 ÷ 1か月平均法定労働時間 = 時間給 <input type="text"/> 円 ≒ 最低賃金額(時間額) <input type="text"/> 円
4 上記1,2,3が組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が 月給の場合 ① 基本給(日給) + ② 各手当(日給) + ③ の計算で時間額を出す ④ ①と②を合計した額 ≒ 最低賃金額(時間額)

（注1）最低賃金額との比較でなかったらこの賃金は算入しません。

（注2）時間に支給される賃金を時間額などと曰ふ。日本相撲協会の規定によると、時間外労働時間に対する割増賃金は原則として賃金の1.5倍を支給する。

（注3）月給に定められた勤務条件による賃金（以下「月給特約」と名づけ）は、月給特約による賃金を除く。

（注4）計算した計算方法や、歩合給の場合の計算方法などを計算基準算出書へ。

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

賃金の引上げを支援します。

中小企業
事業者の
皆さんへ

業務改善助成金

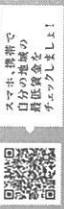
生産性向上のための設備投資などを実行して、事業場内の最低賃金を一定額以上上げた場合、その設備投資額などの費用の一部を助成金です。支給対象や支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくはWEBで確認！ 賃金改定実績登録

専門家による無料相談を実施しています

賃金引上げにあたる悩みの方は働き方改革推進支援センターへお問い合わせください。

働き方改革支援センター <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/koutai/seitai/taisei/000018531.html>



（注5）QRコードで読み取ると、QRコードを読み取ったときに表示されるURLをクリックすると、該当ページが開きます。

（注6）QRコードで読み取ると、QRコードを読み取ったときに表示されるURLをクリックすると、該当ページが開きます。

（注7）QRコードで読み取ると、QRコードを読み取ったときに表示されるURLをクリックすると、該当ページが開きます。

厚生労働省

最低賃金に関するお問い合わせは
大阪府労働局または最寄りの労働基準監督署へ
大阪府労働局ホームページアドレス
<https://site.mhlw.go.jp/stf/osaka/rundonyoku/>

最低賃金に関するお問い合わせは
大阪府労働局ホームページアドレス
<http://www.saitechingin.info/>

最低賃金に関するお問い合わせは
大阪府労働局ホームページアドレス
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/koutai/seitai/taisei/000018531.html>